

## 低入札価格調査資料に不備等がある場合などにより落札者とししない取扱いについて

低入札価格調査制度を適用した入札において、調査基準価格を下回る金額で入札を行った場合は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項各号に掲げる資料（以下「資料」という。）を各3部、本市指定の日時までに提出することを入札公告に規定しています。

要綱第3条第4項及び第4条第1項第1号において、調査対象者が当該資料を提出しない場合又は資料に不備等がある場合は、その者を落札者とししないこととしていますが、その具体的な取扱いは次のとおりです。

### 1 資料を提出しない場合

- (1) 資料を本市の指定した日時までに3部提出できない場合
- (2) 第1号様式から第14号様式までの一つでもかけている場合  
なお、第4号様式の手持ち工事がない場合、第6号様式の手持資材がない場合、第9号様式の機械リースがない場合など、記載する項目がない場合でも「該当なし」と記載して必ず提出していただきます。

### 2 提出資料に不備等がある場合

- (1) 第1号様式「当該価格での応札が可能となった理由」
  - ア 第1号様式の項目1から7のうち、一つでも記載がない項目があるもの  
なお、次の項目について、記載するものが無い場合でも「該当なし」と記載していただきます。

「2 手持工事の状況」、「4 手持資材の状況」、「5 手持機械の状況」、「6 下請会社等の協力」、「7 その他（仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組み）」
--

  - イ 「第〇〇号様式のとおり」等のみで具体的な理由の記載がされていないもの
- (2) 第2号様式「入札金額の積算内訳」
  - ア 本市が工事ごとに定めた設計書の全部又は一部が欠けているもの
  - イ 第2-1号様式、第2-2号様式、第2-3号様式に各項目の詳細な積算内訳が記載されていないもの
  - ウ 一般管理費が赤字であるもの
- (3) 第3号様式「配置現場代理人等名簿」
  - 入札公告に記載された条件を満たす配置（予定）技術者及び現場代理人の全てが、記載されていないもの
- (4) 第4号様式「手持工事の状況」
  - 第1号様式の項目2と記載内容が合わないもの
- (5) 第5号様式「契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係」
  - ア 様式に内容の記載が全くないもの
  - イ 工事場所や会社の所在地等の記載がないもの

(6) 第6号様式「手持資材の状況」

第1号様式の項目4と記載内容が合わないもの

(7) 第7号様式「資材の購入先又は資材リース元の状況」

- ア 「資材購入費又は資材リース費合計額」の記載がないもの（「該当なし」の場合は、除きます。）
- イ 「数量、単価」等の記載がないもの
- ウ 資材購入先又は資材リース元の見積書等（写し可）が添付されていないもの
- エ 見積書等に相手方の押印及び見積書（公告日以降）の記載がないもの
- オ 下請負見積書等に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」、「NET」等の名目による計上のあるもの（ただし、本市が止むを得ないと認めるものは除く。）

(8) 第8号様式「手持機械の状況」

第1号様式の項目5と記載内容が合わないもの

(9) 第9号様式「機械リース元の状況」

- ア 「機械リース費合計額」の記載がないもの（「該当なし」の場合は、除きます。）
- イ 「数量、単価」等の記載がないもの
- ウ 機械リース元の見積書等（写し可）が添付されていないもの
- エ 見積書等に相手方の押印及び見積日（公告日以降）の記載がないもの
- オ 下請負見積書等に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」、「NET」等の名目による計上のあるもの（ただし、本市が止むを得ないと認めるものは除く。）

(10) 第10号様式「労務者の具体的供給見通し」

- ア 当該工事に係る工種について、「1 自社施行」又は「2 下請会社施行」のいずれにも記載されていないもの
- イ 「労務費合計額（C）＋（D）」の記載がないもの

(11) 第12号様式「建設副産物の搬出地」

「建設副産物費合計額」の記載がないもの（「該当なし」の場合は、除きます。）

(12) 第13号様式「下請負契約の予定の有無」

- ア 下請契約予定者の全てが、記載されていないもの
- イ 「1 下請負契約の予定」が「有」であるにもかかわらず、「2 予定している下請負契約」の記載がないもの
- ウ 下請負契約予定者（原則として、1次下請負の事業者のみを対象とするが、現場説明書において提出が求められている場合は、2次下請負以下の実際に施工する事業者を含む）の見積書等（写し可）が添付されていないもの
- エ 見積書等に相手方の押印及び見積日（公告日以降）の記載がないもの
- オ 下請負見積書等に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」、「NET」等の名目による計上のあるもの（ただし、本市が止むを得ないと認めるものは除く。）

(13) 第14号様式「経営状況について」

直近2箇年分の財務諸表（決算報告書）が添付されていないもの

### **3 資料の差し替え及び再提出**

提出期限後の資料の差し替え及び再提出は、認めないものとします。ただし、「2 提出資料に不備等がある場合」に該当しない場合でかつ、低入札価格調査において、本市が資料等の不備であると指摘した場合は、資料の訂正又は追加提出することを1回に限り認めます。この場合の提出期限は、本市が指摘した日から3日以内（指摘した日を含む。休庁日を除く。）とし、期限後の提出や再提出の資料に再度不備があった場合は、落札者としません。

### **4 その他**

- (1) このお知らせは、令和5年4月1日以降に公告を行う案件から適用します。
- (2) 資料作成にあたって、ご不明な点がある場合には、下記連絡先までお問い合わせください。

(連絡先) 契約第一課工事契約係 電話：045-671-2246
-------------------------------------